

# 周南市駐車場施設分類別計画



平成 31 (2019) 年 1 月  
(令和 5 (2023) 年 3 月改訂)  
周 南 市

## 目 次

第1章 本計画の目的	1
第2章 施設の設置目的と経緯	1
第3章 対象施設の一覧	2
第4章 施設の状況と課題	4
第5章 今後の施設の方向性	9
第6章 計画期間	10
参考資料	11

## 第1章 本計画の目的

周南市駐車場施設分類別計画（以下、「本計画」という。）は、本市の管理している駐車場について、今後の施設の方向性を示すものです。

## 第2章 施設の設置目的と経緯

### <路外駐車場>

市街地における長時間の駐車需要に応じ、道路の効用の保持と円滑な道路交通の確保を図るため、駐車場法の規定に基づき、昭和46（1971）年に徳山駅前駐車場、昭和51（1976）年に代々木公園地下駐車場、平成15（2003）年に熊毛インター前駐車場を設置しました。平成30（2018）年には、周南市徳山駅前賑わい交流施設及びその周辺の駐車需要に応じ、中心市街地における賑わいと交流の場の創出と活性化に寄与するため、徳山駅西駐車場を設置しました。

平成5（1993）年に旧新南陽市土地開発公社が整備した政所駐車場は、土地開発公社経営健全化計画に基づき市が取得し、平成20（2008）年に来街者の駐車需要に応じ、道路の効用の保持と円滑な道路交通の確保及び政所商店街の振興に寄与することを目的として設置しました。

また、鉄道駅利用者等の駐車場需要への対応や利便性の向上を図るため、平成6（1994）年に高水駅駐車場、平成7（1995）年に勝間駅駐車場を設置しています。

### <道路附属物自動車駐車場>

新南陽駅前広場駐車場、戸田駅前駐車場、大河内駅前駐車場は、昭和42（1967）年から平成21（2009）年にかけて築造したもので、市街地における駐車需要に応じ、交通事故及び交通渋滞の原因となる違法駐車車両の削減、道路の効用の保持及び円滑な道路交通の確保を図るため、道路法の規定に基づき設置しました。

### 第3章 対象施設の一覧

本計画の対象となる駐車場及び位置は次のとおりです。

図表1 対象施設の一覧

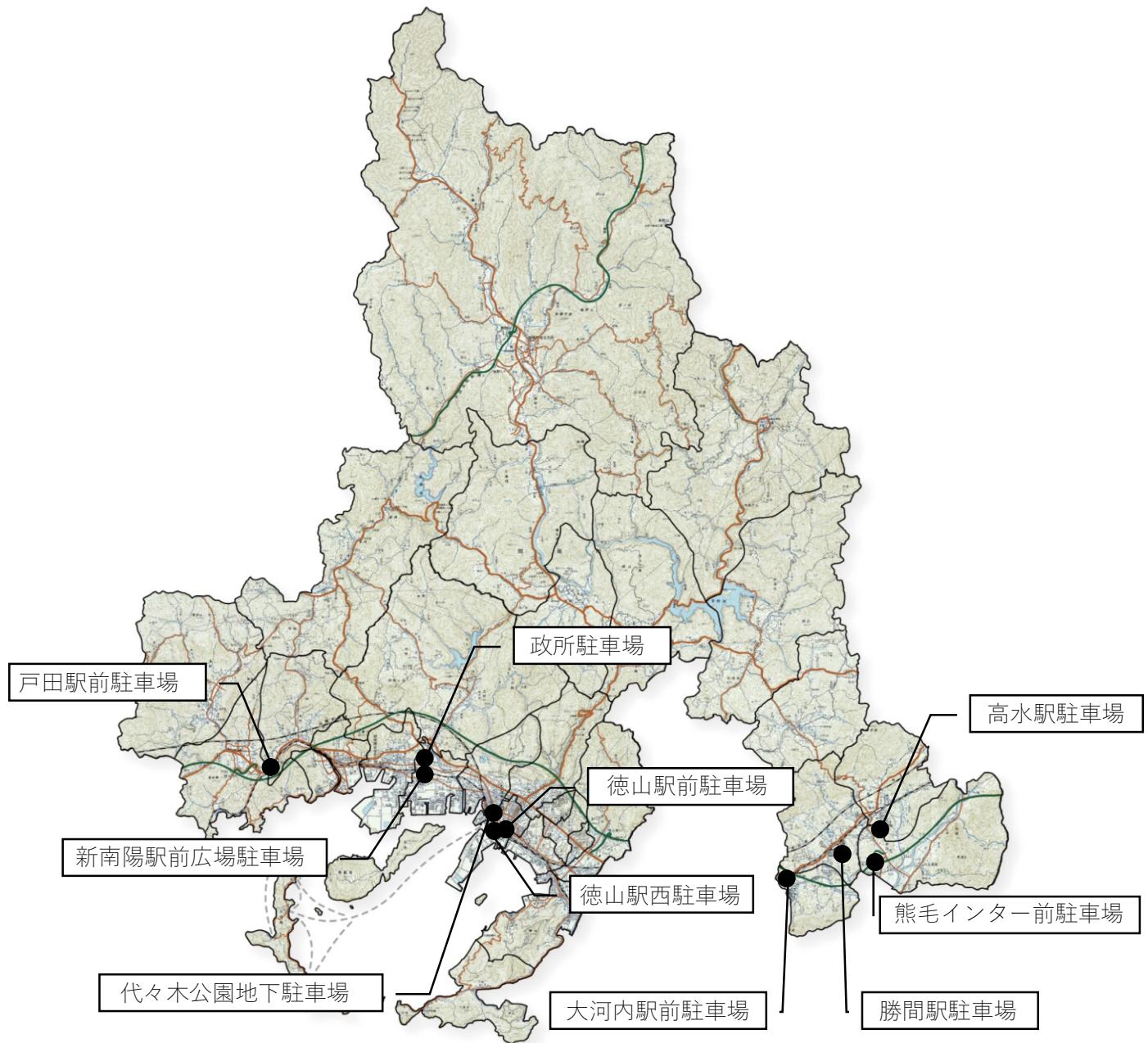
#### <路外駐車場>

No.	施設分類	施設名	所在地	地域	利用圏域	所管課
1	その他	徳山駅前駐車場	御幸通2丁目20番地先	徳山小校区	広域	公共交通対策課
2	その他	代々木公園地下駐車場	代々木通2丁目24番地	徳山小校区	広域	公共交通対策課
3	その他	熊毛インター前駐車場	大字安田1392番地の2	三丘	広域	公共交通対策課
4	その他	徳山駅西駐車場	御幸通2丁目28番2	徳山小校区	広域	公共交通対策課
5	その他	政所駐車場	政所3丁目15番1他	富田東	準広域	商工振興課
6	その他	高水駅駐車場	大字高水原三丁目5番1	高水	地域	公共交通対策課
7	その他	勝間駅駐車場	大字呼坂1195番14	勝間	地域	公共交通対策課

#### <道路附属物自動車駐車場>

No.	施設分類	施設名	所在地	地域	利用圏域	所管課
8	その他	新南陽駅前広場駐車場	清水1丁目1400番2の一部	富田東	地域	道路課
9	その他	戸田駅前駐車場	大字夜市字中村3477番3他	夜市	地域	道路課
10	その他	大河内駅前駐車場	大字大河内字小田2071番2他	大河内	地域	道路課

図表2 施設位置図



## 第4章 施設の状況と課題

### (1) 提供しているサービスの現状

#### <路外駐車場>

(徳山駅前駐車場、熊毛インター前駐車場、徳山駅西駐車場)

徳山駅前駐車場、熊毛インター前駐車場については、平成18（2006）年度から住民サービスの向上を図り、効率的な運営を行うため、指定管理者制度により運営しています。平成30（2018）年2月に設置した徳山駅西駐車場については、令和2（2020）年度まで直営により運営を行い、令和3（2021）年度からは徳山駅前駐車場、熊毛インター前駐車場と合わせて、指定管理者制度による運営を行っています。運営にあたっては利用料金制を採用し、利用料収入に応じた納付金が市に納入されています。

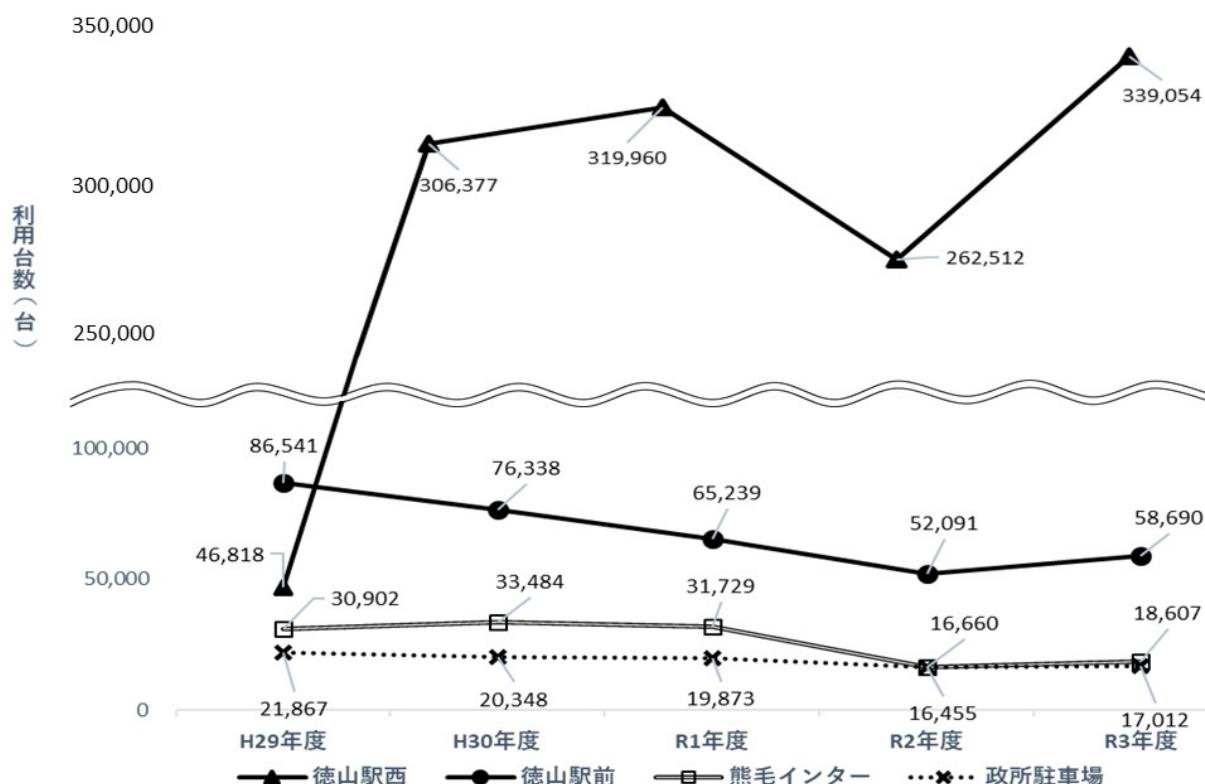
利用料収入は、令和2（2020）年度以降、新型コロナ禍による施設の休館やイベントの中止、移動制限に伴う高速バスの運休のため、利用者が減少したことや一台あたりの駐車時間が短くなったことにより減少しています。

(政所駐車場)

平成20（2008）年度以降、政所駐車場は指定管理者制度の活用により、まどろく商店街駐車場運営協議会が管理業務を行っています。年間の指定管理料は80万円程度です。

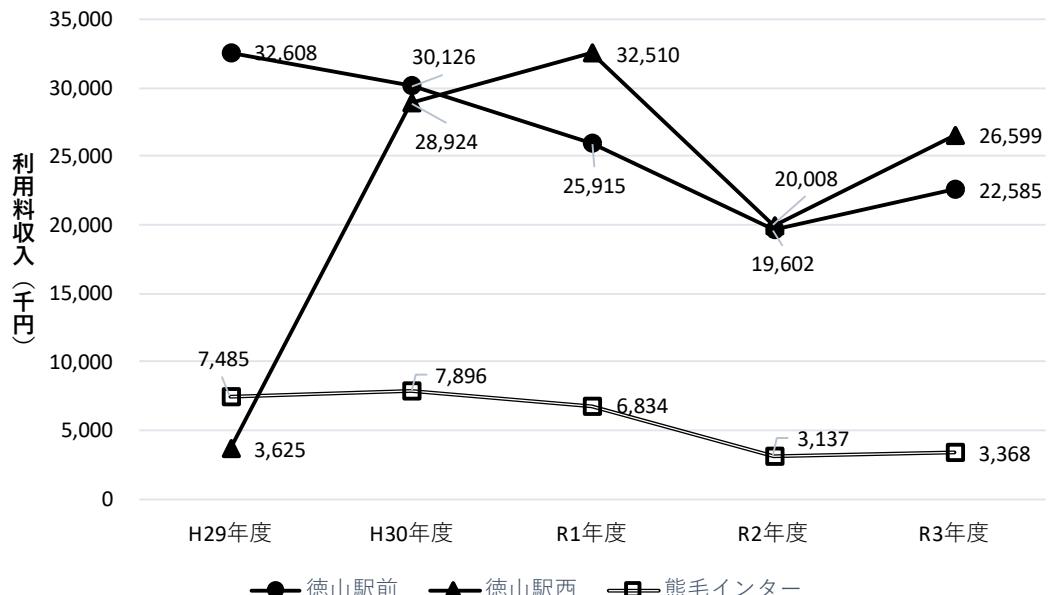
政所駐車場の利用実績は概ね2万台で推移していますが、令和2（2020）年度と令和3（2021）年度については、新型コロナ禍の影響により利用者が減少しています。

図表3 駐車場利用台数の推移



※高水駅駐車場、勝間駅駐車場については、駐車台数を把握することが困難なため表示していない。

図表4 駐車場別利用料収入の推移



※徳山駅西駐車場はH30年2月から供用開始し、R2年度まで直営のため収入は使用料となっている。

#### (代々木公園地下駐車場)

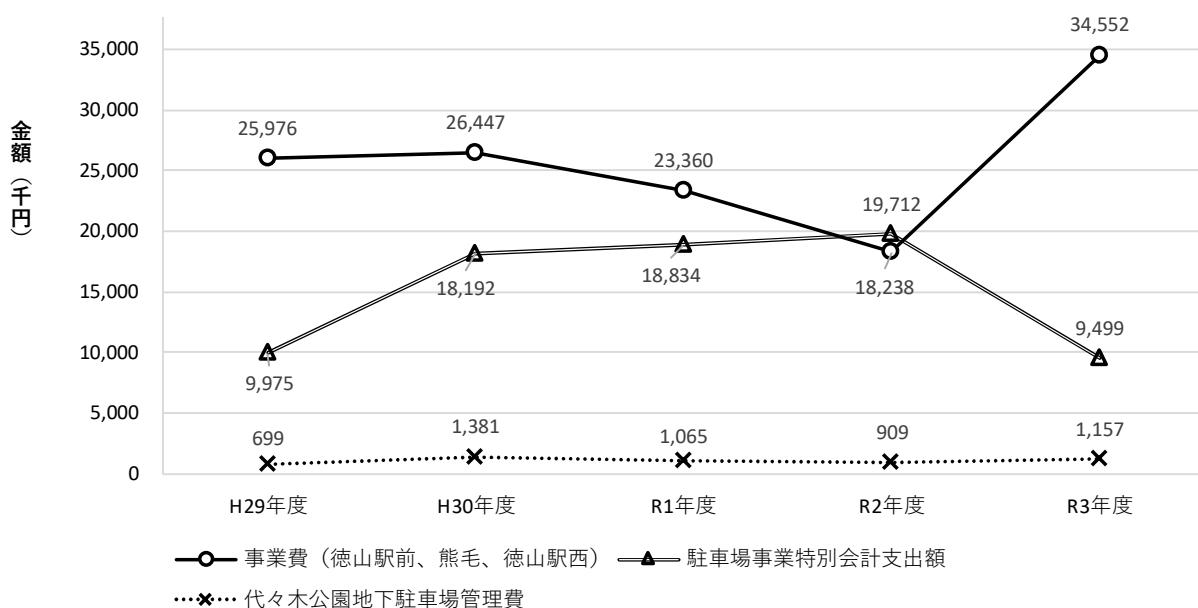
代々木公園地下駐車場は、交通渋滞緩和を目的とした時間貸駐車の利用が極端に減少し定期駐車が増加するといった利用形態の変化や、周辺の民間駐車場の増加、収益率の低下等により、平成28（2016）年度から休止しています。

#### (高水駅駐車場、勝間駅駐車場)

高水駅駐車場、勝間駅駐車場は市の直営により管理を行っています。利用者の中心はJR岩徳線利用者で、その数が一定数あることから、利用者数は横ばいと推察されます。

各施設の運営費は、毎年度草刈料を出し必要に応じ施設修繕を行っています。

図表5 駐車場事業特別会計支出額及び指定管理制度（事業費）の施設運営費の推移



※令和3年度から徳山駅西駐車の施設運営、徳山駅前駐車場の一部管理を指定管理へ移行

※駐車場事業特別会計支出額は施設運営に掛かる費用を計上

## <道路附属物自動車駐車場>

(新南陽駅前広場駐車場、戸田駅前駐車場、大河内駅前駐車場)

道路附属物自動車駐車場は、主にJR利用者を中心に利用されています。新南陽駅前広場駐車場は指定管理者により日常的に管理され、利用率も高く、設置目的は十分に果たされています。戸田駅前駐車場および大河内駅前駐車場については、市の直営により市道と一体的に管理しており、過去5年間の運営コストは発生していません。

## (2) 施設・設備の状況と課題

### <路外駐車場>

(徳山駅前駐車場)

平成27(2015)年度に実施した施設のコンクリート健全度調査では、コンクリート強度は健全な状態であり、建物の構造強度は、現行の建築基準法による必要な耐震性とほぼ同等の性能を有していると判断されています。また、平成29(2017)年度には、近年の乗用車の大型志向による利用者ニーズに合わせて、駐車枠のラインの引き直しを行っています。設備等の劣化が進行しており計画的な整備更新の検討が必要です。

(熊毛インター前駐車場)

広場式駐車場のため大規模な修繕を必要とする施設、設備はありません。令和3(2021)年度に駐車場料金精算機やプリペイドカード販売機等の設備更新を行いました。

(代々木公園地下駐車場(休止))

令和2(2020)年度に実施した施設のコンクリート健全度調査では、コンクリート強度は健全な状態であり、建物の構造強度は、現行の建築基準法による必要な耐震性とほぼ同等の性能を有していると判断されています。

(徳山駅西駐車場)

平成30(2018)年2月に設置した新しい施設であり、当面は大きな修繕や改修などの必要はありません。

(高水駅駐車場、勝間駅駐車場)

広場式駐車場のため大規模な修繕を必要とする施設、設備はありません。

(政所駐車場)

平成5(1993)年に政所駐車場を整備して以来、これまで、外構の改修工事や身体障害者用駐車スペース設置工事などの改修を行いました。

広場式駐車場のため大規模な修繕を必要とする施設、設備はありません。

### <道路附属物自動車駐車場>

(新南陽駅前広場駐車場、戸田駅前駐車場、大河内駅前駐車場)

広場式駐車場のため大規模な修繕を必要とする施設、設備はありません。

図表 6 建物の現状一覧

↓点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積 (m <sup>2</sup> )	主たる建物											
			床面積 (m <sup>2</sup> )	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果	パリアフリー の状況	ハザードマップの状況				
								総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波
1	徳山駅前駐車場	5,799.95	5,799.95	1971	RC /50年	経過	有	64.10	未対応	なし				
2	代々木公園地下駐車場	4,361.66	4,361.66	1976	RC /50年	未経過	有	60.70	未対応	なし				
3	熊毛インター前駐車場	17.00	17.00	2003	S /31年	未経過	無・不明	—	—	なし				
4	徳山駅西駐車場	3,691.81	3,691.81	2017	S /38年	未経過	新耐震	16.60	全部対応	なし				
5	政所駐車場	—	—	—	—	—	—	—	—			05~3m	05m未満	
6	高水駅前駐車場	—	—	—	—	—	—	—	—	なし				
7	勝間駅前駐車場	—	—	—	—	—	—	—	—	なし				
8	新南陽駅前広場駐車場	—	—	—	—	—	—	—	—			05~3m	1~2m	
9	戸田駅前駐車場	—	—	—	—	—	—	—	—			05~3m		
10	大河内駅前駐車場	—	—	—	—	—	—	—	—	警				

\*自主点検は毎年実施

\*構造：SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）、RC（鉄筋コンクリート造）、S（鉄骨造）、W（木造）

\*法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において、構造や用途によって記載のもの

\*土砂・警…警戒区域、土砂・特…特別警戒区域

### (3) 施設の利用需要と課題

#### <路外駐車場>

徳山駅前駐車場や徳山駅西駐車場は、徳山駅に近接した市街地に立地し、交通結節点としての機能を有するとともに、オフィスや宿泊施設へのアクセス性にも優れています。また、徳山駅西駐車場は「周南市賑わい交流施設」と接続し、施設利用者にとっても利便性が高い駐車場です。現在、市街地においては、民間による市街地再開発事業が実施され、事業完了後は更なる利用者の増加につながる可能性があります。

熊毛インター前駐車場は、インターインターチェンジ出入口付近に立地し、高速バス乗降場所に近接しており、交通結節点としての機能を有しています。

平成28（2016）年度から休止している代々木公園地下駐車場については、徳山駅周辺官民連携管理運営事業を検討する中で、利用者ニーズ、収益性を踏まえた民間事業者へのサウンディング調査等を行った結果、立地条件や将来の駐車場需要等から駐車場としての運営再開や利活用は難しいとの意見が大半でした。

高水駅駐車場及び勝間駅駐車場は、JR駅前という立地からパークアンドライド駐車場として一定の需要があります。

政所駐車場は、新南陽地区の商店街である政所商店街に隣接しており、主に商店街利用者に利用されています。

### <道路附属物自動車駐車場>

道路附属物自動車駐車場は、いずれの施設もJR駅前に設置された駐車場です。

近年、駅の利用者数（乗車人員）は、減少傾向にありますが、交通事故、交通渋滞の原因となる違法駐車車両の削減に寄与しています。

## 第5章 今後の施設の方向性

### (1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、最終的な判断・決定にあたっての材料とします。

#### <路外駐車場>

一次評価を実施したところ、路外駐車場の方向性については、徳山駅前駐車場、熊毛インター前駐車場、徳山駅西駐車場、政所駐車場、高水駅駐車場、勝間駅駐車場は、「現状維持」となりました。

代々木公園地下駐車場は、「集約化」「廃止」となりました。

#### <道路附属物自動車駐車場>

道路附属物自動車駐車場の方向性については、新南陽駅前広場駐車場、戸田駅前駐車場、大河内駅前駐車場とも、「現状維持」となりました。

また、取組みの優先度については、法定耐用年数の経過状況に応じて設定しています。

一次評価の検討内容等の詳細は、巻末に【参考資料2】として添付します。

### (2) 総合評価

#### 1) 基本的な考え方

#### <路外駐車場>

徳山駅前駐車場及び徳山駅西駐車場については、市街地再開発事業等による徳山駅周辺の駐車場需要を注視し、指定管理制度を活用した効果的・効率的な運営を行います。

また、徳山駅周辺の賑わいの創出、中心市街地の活性化を図るため、官民が連携して中心市街地の公共施設を一体的に運営する徳山駅周辺官民連携管理運営事業に取組みます。

施設については、予防保全等により長寿命化を図るとともに、劣化している設備について、その劣化状況や設置目的等から優先順位を定め計画的な更新を検討します。

代々木公園地下駐車場については、駐車場空間の利活用等を含め、今後の在り方について検討します。

熊毛インター前駐車場については、高速バスの利用状況に注視しつつ、指定管理制度を活用した効果的・効率的な運営を行います。交通結節点としての機能を維持するため、施設の維持を図ります。

勝間駅駐車場及び高水駅駐車場については、JR利用者等の一定の利用が認められるため、パークアンドライドの推進や公共交通の利用促進の観点から、施設の維持を図ります。

政所駐車場については、施設の維持を図ります。

### <道路附属物自動車駐車場>

新南陽駅前広場駐車場及び戸田駅前駐車場及び大河内駅前駐車場は、施設の維持を図ります。

### 2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

**図表 7 具体的な方針と実施時期(予定)**

N. o.	施設名	主たる建物						一次評価		総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)					
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	取組の優先度		R5	R6	R7	R8	R9	
1	徳山駅前駐車場	52	RC /50年	経過	有	64.1	未対応	なし	高い	継続利用 (現状維持)	長寿命化を図りつつ、計画的な設備更新	消防設備等の設備更新				
2	代々木公園地下駐車場	47	RC /50年	未経過	有	60.7	未対応	なし	高い	集約化、廃止	施設のあり方の検討	RC築後40年経過				
3	熊毛インター前駐車場	20	S /31年	未経過	無・不明	—	—	なし	高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用					
4	徳山駅西駐車場	6	S /38年	未経過	新耐震	16.6	全部対応	なし	高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用					
5	政所駐車場	—	—	—	—	—	—	洪・高	高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用					
6	高水駅前駐車	—	—	—	—	—	—	なし	高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用					
7	勝間駅前駐車場	—	—	—	—	—	—	なし	高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用					
8	新南陽駅前広場駐車場	—	—	—	—	—	—	洪・高	高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用					
9	戸田駅前駐車場	—	—	—	—	—	—	洪	高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用					
10	大河内駅前駐車場	—	—	—	—	—	—	土	高くない	継続利用 (現状維持)	継続利用					

## 第6章 計画期間

本計画の計画期間は令和9（2027）年度までとします。

施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて、本計画を見直すこととします。

## 【参考資料1（第4章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第4章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表8 建物の現状詳細

No.	施設名	主たる建物										R4自主点検結果												パリアフリーの状況				ハザードマップの状況															
		R4自主点検結果										【設備編】												パリアフリーの状況				ハザードマップの状況															
		【建築編】										【設備編】												総合劣化度	対応	エレベーター・手すり	入口の段差解消	施設内の段差解消	多目的トイレ	該当	土砂	洪水	高潮	津波									
		総床面積(m <sup>2</sup> )	床面積(m <sup>2</sup> )	建築年度	主構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	1.構造部材	2.外壁、防水	3.扉、窓	4.床、階段	5.壁、天井	6.附帯設備	7.敷地	1.電気設備	2.機械設備	排水設備(側溝)	分電盤	照明器具	スマート・コンセント	自動火災報知装置	外灯	非常用照明	避難口誘導灯	エアコン	排煙設備	換気設備	屋内消火栓	給排水配管	ボイラー・給湯器	タンク類	衛生器具											
		5,799.95	5,799.95	1971	RC /50年	経過	有	未	C B	C C	—	—	B	C C C	—	B	C C A	C A A	—	A	A	A	A	A	C	—	A	A	64.10	未対応				なし									
		4,361.66	4,361.66	1976	RC /50年	未経過	有	未	B B	B B	—	—	C B	B B B	—	A	—	B B A B	C	—	A	—	—	—	—	—	—	—	60.70	未対応				なし									
		17.00	17.00	2003	S /31年	未経過	無・不明	A A	—	—	—	—	A	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	なし							
		3,691.81	3,691.81	2017	S /38年	未経過	新耐震	A A B	A A	—	—	B	A A A A	—	—	A A A A A A A A	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16.60	全部対応	○	○	○	—	なし						
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5~3m	0.5m未満						
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	なし							
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	なし							
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	なし							
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5~3m	1~2m					
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5~3m	0.5~3m					
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	警							

自主点検対象外

### \* 自主点検結果

- ・自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。
  - A:劣化がなく建物の利用に支障なし
  - B:劣化はあるが建物の利用に支障なし
  - C:劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある

・総合劣化度:建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

## 【参考資料2（第5章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

### (1) 個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性がある建物の方向性を導きます。

ここで検討等の内容は、次のとおりです。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討 ⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる	◇ 民営化の可能性がある	◇ サービス廃止※左の項目の全てに該当する場合	◇ 同種、類似の民間施設の存在	
		◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い		存在しない ⇒ ◇ 民間譲渡	
		◇ 法律等による設置義務付けなし		存在する ⇒ ◇ 廃止	
		◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する	◇ サービス存続	◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ⇒ ◇ 共同利用	
		◇ 補助金などの代替施策で対応可能	◇ サービス廃止	◇ 補助金などの代替施策で対応可能 ⇒ ◇ 廃止	
サービス水準の適正化	「施設の量（数、面積）は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延床面積）の見直しの可能性を検討 ⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる	◇ 設置目的の意義が低下している	◇ サービス廃止※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 廃止	
		◇ 利用実態が設置目的に即していない		建築から30年未満の施設	
		◇ サービス内容が設置目的に即していない		◇ 利用圏域 地域以外 ⇒ ◇ 転用 地域 ⇒ ◇ 地域移譲	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続※左の項目の全てに該当する場合	◇ 統廃合による施設数の削減 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用（規模縮小）	
		◇ 今後の利用者数が減少見込み			
サービス配置の適正化	「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながらないか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討 ⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる	◇ 同種、類似の市施設が存在			
		◇ 複合化（集約化）の検討	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（集約化）	
		◇ 個別施設のサービス内容を評価 ・サービス内容の重複 ・貸館の稼働率	◇ サービス存続	◇ 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化（共用化）	
		◇ 過去3年間の利用者数が減少	◇ サービス存続※左の項目のうち1項目でも該当する場合	◇ 施設規模が600m <sup>2</sup> 以上で建築から30年を経過していない ⇒ ◇ 多目的化	
		◇ 今後の利用者数が減少見込み			
事業手法の適正化	「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができないか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討 ⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる	◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い	◇ サービス存続	◇ 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP）	
		◇ 受益者負担の割合が妥当ではない	※受益者負担の割合の妥当性が低い場合	◇ 受益者負担の見直し	

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化（集約化）	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化（共用化）	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用（現状維持）	現状維持のまま継続的に利用します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
継続利用（規模縮小）	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。（サービスの向上やコストの見直しについて検討します。）
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共に利用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡（売却）します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

図表 9 一次評価結果

項目番号	施設名	(1)サービス主体の適正化								(2)サービス水準の適正化								(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している					(2)-2 ・施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている				
		(1)-1 ・民間によるサービス提供の事例がある					(1)-2 ・市内に同様のサービスを提供する国県の施設がある ・周辺自治体で、周南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを提供する公共施設がある					(2)-1 施設本来の目的が達成されている、施設整備当時と状況が変化している					(2)-2 ・施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている										
		代替性 民間参入 (1)	代替性 民間参入 (3)	公共性 必需性 (3)	有効性 互換性 (2)		評価結果	有効性 互換性 (2)		有効性 互換性 (3)	評価結果	公共性 公益性 (1)	公共性 公益性 (2)	公共性 公益性 (3)	建築 経過 年数 (R4.41時点)	有効性 互換性 (1)	評価結果	有効性 利用度 (1)	有効性 利用度 (3)	有効性 互換性 (2)		評価結果					
		行政以外に サービスを提供する 民間事業者等の 存在を確認し、 民間参入の 可能性はどうか。	市が施策を推進する にあたって、市が自ら 運営主体として開設 しなければならない 施設かどうか。	法律等により 設置が義務づけ られているか。	利用圏域の 中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間		評価結果	利用圏域の 中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設	補助金などの 代替施策で 対応できる ものが。	評価結果	今日的な視点から、 設置目的の意義が 低下していないか。	利用実態が 設置目的に即して いるものとなっ ていているか。	サービス内容が 設置目的に即して いるものになっ てているか。		当該施設の 利用実態から、 利用圏域は どうか。	前年度までの 過去3年間の 利用者数の 推移は どうか。	今後の人口減 少社会にあって、 利用者数の 見込みは どうか。	利用圏域の 中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)	市有 or 他官公庁 or 民間					
1	徳山駅前駐車場	可能性がある	関与する必要性が高 い	義務付けられていな い	存在する	市有、民 間		存在する	市有、民 間	徳山駅西 駐車場、民 間	対応不可能			低下しつつある	設置目的に即して いる	設置目的に即して いる	51	広域		その他	横ばいの見込み	存在する	市有、民 間	徳山駅西 駐車場、民 間			
2	代々木公園地下駐車場	可能性はない	関与する必要性はさ ほど高くない	義務付けられていな い	存在する	市有、民 間		存在する	市有、民 間	徳山駅前駐 車場、徳山駅 西駐車場、民 間	対応不可能			低下している	設置目的に即して いない	設置目的に即して いない	46	広域	○ H:廃止	非該当	非該当	存在する	市有、民 間	徳山駅前駐 車場、徳山駅 西駐車場、民 間			
3	熊毛インター前駐車場	可能性がある	関与する必要性が高 い	義務付けられていな い	存在しない			存在しない			対応不可能			低下しつつある	設置目的に即して いる	設置目的に即して いる	19	広域		その他	減少の見込み	存在しない					
4	徳山駅西駐車場	可能性がある	関与する必要性が高 い	義務付けられていな い	存在する	市有、民 間		存在する	市有、民 間	徳山駅前 駐車場、民 間	対応不可能			低下していない	設置目的に即して いる	設置目的に即して いる	4	広域		その他	横ばいの見込み	存在する	市有、民 間	徳山駅前 駐車場、民 間			
5	政所駐車場	検討の余地あり	関与する必要性が高 い	義務付けられていな い	存在しない			存在しない			対応不可能			低下していない	設置目的に即して いる	設置目的に即して いる	-	準広域		その他	横ばいの見込み	存在しない					
6	高水駅駐車場	可能性はない	関与する必要性が高 い	義務付けられていな い	存在しない			存在しない			対応不可能			低下していない	設置目的に即して いる	設置目的に即して いる	-	地域		非該当	減少の見込み	存在しない					
7	勝間駅駐車場	可能性はない	関与する必要性が高 い	義務付けられていな い	存在しない			存在しない			対応不可能			低下していない	設置目的に即して いる	設置目的に即して いる	-	地域		非該当	減少の見込み	存在しない					
8	新南陽駅前広場駐車場	可能性はない	関与する必要性が高 い	義務付けられていな い	存在しない			存在しない			対応不可能			低下していない	設置目的に即して いる	設置目的に即して いる	-	地域		その他	横ばいの見込み	存在しない					
9	戸田駅前駐車場	可能性はない	関与する必要性が高 い	義務付けられていな い	存在しない			存在しない			対応不可能			低下しつつある	設置目的に即して いる	設置目的に即して いる	-	地域		その他	横ばいの見込み	存在しない					
10	大河内駅前駐車場	可能性はない	関与する必要性が高 い	義務付けられていな い	存在しない			存在しない			対応不可能			低下しつつある	設置目的に即して いる	設置目的に即して いる	-	地域		その他	横ばいの見込み	存在しない					

**周南市駐車場施設分類別計画**  
**平成 31 (2019) 年 1 月**  
**(令和 5 (2023) 年 3 月改訂)**

都市整備部 公共交通対策課  
〒745-8655 周南市岐山通 1 丁目 1 番地  
電話 0834-22-8426  
FAX 0834-22-3707  
電子メール kotsu@city.shunan.lg.jp